

# 経済産業省

20150907 貿局第1号  
輸入注意事項27第14号  
経済産業省貿易経済協力局

「ダイヤモンド原石の輸入について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成27年9月18日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「ダイヤモンド原石の輸入について」の一部改正について

「ダイヤモンド原石の輸入について」(平成14年12月27日付け・平成14・12・18  
貿局第1号・輸入注意事項14第68号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、  
平成27年9月18日から施行する。

「ダイヤモンド原石の輸入について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○ダイヤモンド原石の輸入について（平成14年12月27日付け・平成14・12・18 貿易第1号・輸入注意事項14第68号）

改正後	現 行
<p>平成14年12月27日付け経済産業省告示第443号（輸入公表の一部を改正する告示）により上記貨物の輸入については平成15年1月10日以降、下記のとおりとします。</p> <p>ただし、平成15年1月10日以降当該貨物を輸入する場合であっても、当該貨物が平成15年1月9日以前に船積みされた場合には、下記の手続は適用しないこととしますが、この場合には当該貨物が平成15年1月9日以前に船積みされたことを証する書類（船荷証券又は航空機の場合はAir-Waybill若しくはこれに準ずる書類）を併せて税関に提出してください。</p> <p>なお、平成12年8月25日付け輸入注意事項12第58号（シエラレオネを原産地とするダイヤモンドの二号承認制移行について）及び平成13年6月1日付け輸入注意事項13第12号（リベリアを原産地又は船積地域とするダイヤモンドの二号承認制移行について）は、平成15年1月9日限りで廃止します。</p>	<p>平成14年12月27日付け経済産業省告示第443号（輸入公表の一部を改正する告示）により上記貨物の輸入については平成15年1月10日以降、下記のとおりとします。</p> <p>ただし、平成15年1月10日以降当該貨物を輸入する場合であっても、当該貨物が平成15年1月9日以前に船積みされた場合には、下記の手続は適用しないことを証する書類（船荷証券又は航空機の場合はAir-Waybill若しくはこれに準ずる書類）を併せて税関に提出してください。</p> <p>なお、平成12年8月25日付け輸入注意事項12第58号（シエラレオネを原産地とするダイヤモンドの二号承認制移行について）及び平成13年6月1日付け輸入注意事項13第12号（リベリアを原産地又は船積地域とするダイヤモンドの二号承認制移行について）は、平成15年1月9日限りで廃止します。</p>
記	記
<p><b>1 ダイヤモンド原石の国際証明制度について</b></p> <p>ダイヤモンドの不正取引が世界各地の紛争の資金源になっている状況に鑑み、平成14年11月5日スイス・インターラーケンにおいて、不正に取得されたダイヤモンド原石の輸出入を規制することを目的とした国際的な証明制度（以下「キンバリー・プロセス証明制度」）が採択され、平成15年1月からスタートすることとなりました。当該制度においては、ダイヤモンド原石の輸入に際し、①船積地域に係る国又は地域において発行された当該ダイヤモンド原石が当該制度に基づき取り扱われたものであることを証する書類（以下「キンバリー・プロセス証明書」）が添付されていること、②ダイヤモンド原石の輸入が密封された容器にて行われること、③非参加国からの輸入を行わないことが義務とされています。なお、<u>中央アフリカを原産地又は船積地域とするものについては、併せてキンバリー・プロセス証明制度合同作業部会において、同国の取引資格を暫定的に停止することが決定されており、輸入禁止措置がとられておりますのでご注意ください。</u></p> <p><b>2 該当品目</b> （略）</p>	<p><b>1 ダイヤモンド原石の国際証明制度について</b></p> <p>ダイヤモンドの不正取引が世界各地の紛争の資金源になっている状況に鑑み、平成14年11月5日スイス・インターラーケンにおいて、不正に取得されたダイヤモンド原石の輸出入を規制することを目的とした国際的な証明制度（以下「キンバリー・プロセス証明制度」）が採択され、平成15年1月からスタートすることとなりました。当該制度においては、ダイヤモンド原石の輸入に際し、①船積地域に係る国又は地域において発行された当該ダイヤモンド原石が当該制度に基づき取り扱われたものであることを証する書類（以下「キンバリー・プロセス証明書」）が添付されていること、②ダイヤモンド原石の輸入が密封された容器にて行われること、③非参加国からの輸入を行わないことが義務とされています。</p> <p><b>2 該当品目</b> （略）</p>

3 当該貨物の輸入について

中央アフリカを原産地又は船積地域とすダイヤモンド原石については、キンバリー・プロセス証明制度合同作業部会の決定に基づき輸入禁止措置をとるため、輸入承認を行いませんが、その他ダイヤモンド原石に係る輸入については、以下のとおりとします。

(1)・(2) (略)

4 キンバリー・プロセス証明制度参加国等について (略)

3 当該貨物の輸入について

ダイヤモンド原石に係る輸入については、以下のとおりとします。

(1)・(2) (略)

4 キンバリー・プロセス証明制度参加国等について (略)